

ミャンマー人移民労働者の 地下送金手段の変容

久保 公二

移民労働者の郷里送金は、ミャンマーにおいて重要な外貨収入源のひとつである。ミャンマーの隣国タイはミャンマーからの最大の出稼ぎ先であり、同国に滞在するミャンマー人移民労働者の数は、合法、不法をあわせて約三〇〇万人に達するとの推計がある。仮に、労働者一人当たり毎月一〇〇ドル、年間一二〇〇ドルを郷里に送金しているとすれば、タイからの郷里送金だけでも三六億ドルになる。これは二〇一四年度のミャンマーの公式統計上の輸入額の二一・六%にも相当する。

このタイからの郷里送金の大部分が、いわゆる地下送金でミャンマーに送られている。地下送金とは、送金元と送金先の国々の外国為替管理法に照らして不法な送金手段である。地下送金には、ある移民労働者が郷里に帰る同郷の移

民労働者に家族あての仕送りを託すというような非商業的なものから、専門の送金業者が携わる商業的なものまで含まれる。ミャンマーでは、二〇一二年四月まで続いた厳格な外国為替管理法のもとで、後述するように商業的な地下送金手段が発達してきた。とりわけタイ⇨ミャンマー間の送金には、多様な地下送金業者が存在する。

このタイ⇨ミャンマー間の地下送金で、近年顕著な変化が、地下送金業者の銀行利用である。地下送金業者が、タイ国内で移民労働者から受け取った資金を不法な手段でミャンマーに移送したのちに、ミャンマー国内の受取人に配送するのには、ミャンマーの銀行の支店網を活用している。地下送金業者が、ミャンマー国内の銀行を利用することで、地下送金の利便性が高まるといふ逆説的な状況が生じ

ている。

本稿では、タイにおけるミャンマー人移民労働者の送金手段の概要を示し、地下送金業者による銀行利用の経済的意義について考察する。

●三段階の送金過程

タイからのミャンマー人移民労働者の郷里送金は、タイにいる移民労働者からミャンマーにいる受取人に資金がわたるまで、三つの段階を経る。第一に、タイ国内で、移民労働者から送金業者に資金が受け渡される。第二に、送金業者はタイからミャンマーに資金を移送する。第三に、ミャンマー国内で、送金業者から受取人に資金が配送される。二国間の送金は適法、不法を問わず、概ねこうした三つの段階を経る。正規の銀行間送金の場合、第一段階で送金者がタイ

国内の銀行に資金を託し、第二段階で銀行間の決済システムを通してタイ側の銀行がミャンマー側の銀行に資金を付け替え、第三段階でミャンマーの銀行がミャンマー国内の受取人の口座に資金を付け替える。

次に、在来の地下送金の流れを示そう。第一段階では、送金業者はタイ国内の店舗・エージェントで移民労働者から資金を預かる。移民労働者が送金業者の店舗に向かう場合もあれば、エージェントが移民労働者の職場や自宅に資金を受け取りに行く場合もある。第二段階では、資金を受け取った送金業者が物理的に国境を越えて資金を運ぶ場合と、後述するような「相殺決済」を用いる場合がある。第三段階では、ミャンマー国内の送金業者の店舗・エージェントが受取人に資金を引き渡す。移民労働者の家族が送金業者の店舗に向かうこともあれば、エージェントが指定された配送先まで資金を配達することもある。このように在来の地下送金では、送金業者が、第一段階の資金の受け渡し地点と第三段階の資金の引き渡し地点の両方で、店舗・エージェントを設置しなければならない。ただし、



国境の街タチレイの民間銀行支店（筆者撮影）

者に対して送金業者が自らの銀行口座への振込を指示している。移民労働者は、タイ国内の銀行窓口や現金自動預け払い機（ATM）から地下送金業者の口座に資金を振り込んでいる。これは銀行からの送金ではあるが、地下送金業者が銀行を利用していただけで、合法的な国際送金とは異なる。

第三段階のミャンマー国内での資金の配送では、地下送金業者は何らかの手段でミャンマーに持ち込んだ資金を、ミャンマー国内の銀行支店から、受取人の最寄りの支店へ送金している。ミャンマーで

送金業者間によっては自らの店舗・エージェントを設置するかわりに、他の送金業者とネットワークを構築して、資金の受け渡し、引き渡しを他の送金業者に代行させている場合もある。

地下送金業者が銀行を利用するのは、前記の送金の流れのなかで第一段階と第三段階である。第一段階では、タイ国内でのミャンマー人移民労働者からの資金の受け渡しで、送金を希望する移民労働

者がタイ側、後者がミャンマー側の街、以下同様）、タイ北部のメーホーソン・タチレイ、タイ南部のラノンコータウンである。国境を越えてミャンマー側に持ち込まれた資金は、タイ・バーツからミャンマー・チャットに両替されたあと、ミャンマーの銀行の支店から銀行の支店網を経てミャンマー全国に送金される場合もある。ミャンマー側の国境の街には、急増する送金サービス需要を取り込むべく民間銀行が支店を構えている。

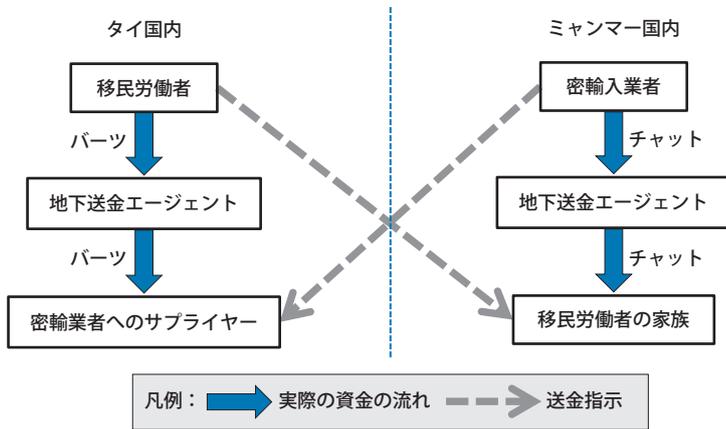
●「相殺決済」による送金— —フンディ

先に挙げた送金過程の第二段階にあたるタイからミャンマーへの資金の移送で、地下送金業者がしばしば利用しているのが「相殺決済」である。地下送金サービスは、タイ国内のミャンマー移民労働者の郷里送金のようなタイからミャンマーへの送金だけでなく、ミャンマーからタイ宛ての送金の需要にも対応している。後者の代表的な例は、タイからミャンマーへの密輸入品の決済のための送金である。送金業者は、タイからミャンマーと、ミャンマーからタイへの対となる送金を相殺して処理して

いる。具体例を図で示そう。この図でタイ国内にいるミャンマー人移民労働者は、ミャンマー国内にいる家族に送金するためタイ国内の送金業者のエージェントにバーツで資金を手渡す。一方、ミャンマー国内にいる密輸入業者は、タイ国内の仕入れ先への輸入代金の支払いのため、ミャンマー国内の送金業者のエージェントにチャットで資金を手渡す。ここで送金業者は、タイ国内で移民労働者から受け取ったバーツを密輸入業者の仕入れ先に支払う傍ら、ミャンマー国内で密輸入業者から受け取ったチャットを移民労働者の家族に支払う。この相殺処理により、物理的な国境越えの資金移送をとまわずに、ミャンマーからタイ、タイからミャンマーへの二つの送金が完結する。こうした送金は、ミャンマーでは「フンディ」と呼ばれている。フンディという言葉はインドに由来し、インドではある種の約束手形を意味する用語であるが、ミャンマーではもっぱら地下送金を意味する言葉として用いられている。

この「相殺決済」でも、しばしば送金業者間のネットワークが活用されている。一つの送金業者が、

図 「相殺決済」による送金（フンディ）の流れ



(出所) 筆者作成。

タイからミャンマーと、ミャンマーからタイの対になる送金の注文を受けられるとは限らない。こうした場合に、ある送金業者が受けているタイからミャンマーへの送金指示と、別の送金業者が受けている逆方向の送金指示とを組み合わせることで、「相殺決済」が可能になる。先の図に戻れば、送金業者Aがタイで移民労働者から受け取ったパーツを送金業者Bの顧客である密輸入業者が指示するタ

イの仕入れ先への支払いにあてる一方で、送金業者Bがミャンマー国内で密輸入業者から受け取ったチャットを送金業者Aの顧客である移民労働者が指示するミャンマーの家族向けへの支払いにあてることで、二つの送金は完了する。二つの送金に差額が生じる場合、送金業者間でミャンマーあるいはタイにて別途精算を行えばよい。地下送金を利用したミャンマー移民労働者の郷里送金は、ミャンマーの密輸入と切り離せない。ミャンマー国内に密輸入の需要があると、その決済に利用可能な資金への需要が生じ、そうした資金として地下送金での移民労働者の郷里送金が利用されている。密輸入を防ぐのに、密輸入の決済に利用可能な資金を入手しにくくすることが有効だとすれば、地下送金経由の郷里送金を正規の送金経路に載せ替えることが密輸入の抑制につながると考えられる。

●地下送金の利便性とリスク

また、ミャンマーの地下送金サービスは、一般的に送金のスピードで利便性が高い。多くの場合、タイで受け渡された資金は、同日もしくは翌日にはミャンマー国内

で受け取ることができる。一般に送金サービスでは、送金元から送金先への「誰が誰宛に何処に幾ら資金を送る」という情報の伝達と、資金の移送という二つの要素で構成される。実際に、タイからミャンマーに資金を移送するには時間も費用もかかる。多くの送金業者は、この情報の伝達と資金の移送を別々に行っている。すなわち、タイ国内でミャンマー移民労働者から資金を預かったエージェントは、直ちにミャンマー国内の送金先のエージェントに送金情報を国際電話や電子メールで伝達し、連絡を受けたミャンマー側のエージェントは手元の運転資金を使って、受取人に資金を引き渡している。異地点エージェント間の資金の精算と切り離すことで、受取人への即時支払ができるのである。

ミャンマーでは近年、通信事情が改善しており、地下送金業者の操業を後押ししている。かつては、固定電話の普及も限定的で通信事情も劣悪であったため、送金情報はタイからミャンマーに伝達するのは容易ではなかった。地下送金業者のなかには高額な衛星通信に投資するものもあった。しかし二〇一四年に国営企業による携帯電

話事業の独占が解除されて、携帯電話が急速に普及し始めている。そのため、今日では地下送金業への参入も以前と比べて容易になっている。

また地下送金ではタイ側で身分証明書を提示する必要もない。タイ・ミャンマー間の送金サービスには銀行や合法的な国際送金サービス会社も二〇一三年から移民労働者をターゲットにしたサービスを競争的な価格で提供している。しかし、不法な滞在資格の移民労働者は利用できない場合もある。

以上のように移民労働者にとって利便性の高い地下送金サービスであるが、あくまで不法のサービスであるため、送金が履行されないリスクは残る。送金業者は規制当局に監督されていないので、仮に資金が送金業者に持ち逃げされても、移民労働者は何の補償も得られない。在来の送金業者はミャンマー国内の送金先に店舗・エージェントを構えているので、移民労働者と地縁がある場合が多く、そうした地縁が送金の履行を担保しているみなすことができる。他方、ミャンマー国内での資金の配送に銀行の窓口が利用される場合、送金業者と移民労働者の間に何ら

地縁がない場合もあるので、利用者は送金業者の信頼性を見極める必要がある。

●地下送金業者による銀行利用の意義

以上のように、地下送金は、送金元と送金先の間の送金情報の伝達と資金の移送を切り離すことで即時性の高いサービスを提供し、かつ「相殺決済」を利用することで資金の国境間移送を省いて低コストを実現している。さらに、二〇一二年以降、地下送金業者は銀行のATMや窓口を使って移民労働者との資金の受け渡し、受取人への資金の配送を行うことで、自らの店舗・エージェントを準備する経費を節減している。

地下送金業者による銀行利用には、さらに二つの意義が考えられる。第一は、地下送金業者間の競争の活性化である。郷里送金を行う移民労働者は、つねに多くの選択肢から送金業者を選んでいくわけではない。在来の地下送金の場合、ある送金先の地域に店舗・エージェントを持つ送金業者が限られているために、移民労働者がやむを得ずそうした業者を選んでいくことも考えられる。これに対し

て、ミャンマー国内のある地域での送金の受け渡し先として銀行支店の窓口が利用できる場合、送金業者は自らの店舗・エージェントをその地域に構える必要もなく、また送金業者間のネットワークに頼る必要もないので、容易にサービスを拡張できる。その結果、移民労働者は複数の選択肢から送金業者を選択できるようになるので、送金業者間の競争の活性化につながる。ただし、これは送金業者の送金不履行リスクと表裏一体の関係にある。

第二に、地下送金業者による送金の受け渡し場所としての銀行の利用は、送金を受け取りにくる移民労働者の家族に、預金口座の開設など送金以外のサービスを銀行が売り込む機会になっている。受取人の多くは、銀行口座を持っていないので、銀行にとっては新たな預金者を獲得する機会になる。地下送金業者によるミャンマー国内での銀行支店網の利用が増えている背景には、規制緩和による民間銀行の支店網の拡大がある。二〇一一年までは、銀行の支店開設にあたっては、資本金の増強が課されるなど厳重な規制があったが、そうした規制が二〇一二年以

降大幅に緩和された。地下送金業者がミャンマー国内で利用するのは利便性の高い民間銀行であるが、規制緩和の結果、民間銀行は支店網を急速に広げている。民間銀行部門で三〇%以上と最大の預金シェアを持つカンボウザ銀行を例にとると、二〇一二年三月末時点で五九支店であったのが、同年一月には一二七支店へと倍増し二〇一四年一月には三〇〇支店にまで膨らんだ。民間銀行の支店網の拡張は最大都市ヤンゴンをはじめとする都市部に集中しているが、今日では少なくともミャンマー都市部への移民労働者送金で、銀行窓口での資金の受け渡しを利用する地下送金は主な送金方法のひとつになっている。

●おわりに

二〇一二年以降、ミャンマーでは民間銀行が支店網を広げているが、銀行がタイからの移民労働者の郷里送金を取り込むには至っていない。逆に、地下送金業者がミャンマー国内での資金の配送に銀行の支店網を利用することで活性化している。

ミャンマーでは長らく続いた制約的な外国為替・金融規制のもと

で洗練された地下送金システムが発達したため、正規の銀行がそうした地下送金システムと競合するには時間を要する。これまでのところ、逆接的ではあるが、銀行の支店網の拡張が地下送金の利便性に寄与している。地下送金業者は、銀行の支店網を利用することでミャンマー国内での資金の受け渡しのための店舗・エージェントを削減するだけでなく、サービスの地理的範囲を広げることができるので、地下送金業者間の競争が促されて、移民労働者が送金業者に支払う費用も通減する可能性がある。ただし、地下送金業者による銀行の利用は、ミャンマーの銀行にとってもメリットがないわけではない。一次的に、送金手数料収入をもたらすだけでなく、二次的には、それまで銀行口座を持たない移民労働者の家族に、預金口座をはじめ様々な金融サービスを提供する契機となる可能性がある。ミャンマーでは地下送金システムと銀行との共存という奇妙な現象が、当分の間続くであろう。

(くぼ こうじ/ジェトロ・バンコク事務所、アジア経済研究所研究員)